

知財 ist® (チザイスト) になるう!

一般社団法人  
発明推進協会

7

月の知的財産スポット講座

# 知財実務を支配する 基本判例の解説 (基本編)

～そもそも判例とは何か、知財判例はどう読み、どう応用すればいいのか分かり易く説明します～

難易度  
初級

平成28年7月4日(月) 10:00～17:00

講師 角田 政芳氏 東海大学 法科大学院 教授、弁護士



◆ “判例が実務を支配する”といわれます。なぜでしょう？例えば、特許製品の部品を販売した権利者は、その部品を用いて特許製品を製造する行為を差止めることができるかどうか、判例を知らなければ対応できません。

◆ 誰もが、判例の重要性は理解していても、判決文は独特の構造と表現の上、読みにくい文章のため独学での習得は困難です。

◆ 本講座では、受講頂く皆様に、予め取上げる最新の重要判決文に目を通して頂いた上で(注)、講師に判決文の構造や読み方を丁寧に分かりやすく解説して頂き、深い理解力を育成します。

(注) お申込者様には、事前にEメールにて重要判決文を送信いたします。講義前の約7～10日前に送信の予定です。

◇企業、大学、特許事務所、地方自治体等で知財の業務を担当される方、担当して1年～3年の方、無論、これから知財を本格的に学ばれる予定の方にも最適な講座です。

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◆日 時：平成28年7月4日(月) 10:00～17:00

◆会 場：発明会館7階 研修ルーム

◆定 員：50名

◆講 師：角田 政芳氏 東海大学 法科大学院 教授、弁護士

◆受講料：会員16,500円・一般19,000円 (※消費税8%込み)

◆申 込：FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)